名古屋地理学会会則

I.　総　則

1.　本会は、名古屋地理学会（Nagoya Geographers Association）という。

2.　本会は、名古屋市およびその周辺地方に在住する地理学者が、地理学の進歩・普及を図ることを目的とする。

3.　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

a.　研究報告会の開催

b.　研究報告集の発行

c.　講習会・見学会などの開催

d.　内外学術諸団体・その他の機関との連絡

e.　その他本学会の目的を達成するに必要な事業

4.　本会は、事務局を名古屋大学地理学教室に置く。

5.　本会則の変更は総会の決議により行う。

II.　会　員

6.　本会の会員は、本会の主旨に賛同し、所定の会費を納める者をもって構成する。

7.　本会への入会を希望する者は、所定の申込書を本会に提出し、常任委員会の承認を受けなければならない。

8.　会員で退会を希望する者は、退会届を提出しなければならない。

9.　会員は定められた会費を納めなければならない。既納の会費は返却しない。

10.　会員は、本会の行う事業に参加することができる。

11.　会員は、会則に背き、または本会の名誉を損なう行為のあった会員を、評議員会の議を経て除名することができる。

III.　総　会

12.　総会は、日時・場所を明記して、会長がこれを招集する。

13.　総会は、評議員会もしくは常任委員会が提出する議案の審議を行う。

14.　総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意があるときは、予め通知しない事項を議案とすることができる。ただし、会則の変更は予め通知しなければ、これを行うことができない。

15.　総会の議決は、出席会員の多数決による。可否同数のときは、議長がこれを決する。

IV.　役員および役員会

16.　本会に次の役員をおく。

a.　会　長　1 名、

b.　評議員　10 名以上、

c.　常任委員　5 名以上、

d.　常任委員長　1 名、

e.　会計監査　2 名。

17. 会長および会計監査は、評議員会の推薦により、総会で指名する。評議員は会員の互選による。常任委員は評議員の互選により、常任委員長は常任委員会の推薦により、それぞれ会長が総会で指名する。
18. 会長は、本会を代表する。会長に事故ある場合は、常任委員長がこれを代行する。
19. 評議員は評議員会を組織し、この会則に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を審議する。評議員会の議長は会長とする。
20. 常任委員長と常任委員は常任委員会を構成して会務を行う。常任委員長は常任委員会を主宰し会務を総括する。
21. 会計監査は、本会の会費・寄付金などの決算表の監査を行う。
22. 本会の役員の任期は 2 年間とし、再任を妨げない。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
23. 評議員会および常任委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

V.　会　計

24. 本会の経費は、会費・寄付金などをもってあてる。
25. 本会の会計は、毎年総会の前に会計監査 2 名による監査を受けるものとする。

付則　本会則は、昭和 58 年 9 月 10 日より、これを実施する。

付則　本会則は、平成 4 年 6 月 20 日改正。

付則　本会則は、平成 15 年 7 月 5 日改正。